

**第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程 改正**

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。 4 県及び競技会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。 5 競技施設の整備計画に関すること。 6 文化プログラムに関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。
競技運営専門委員会	1 競技運営等に関すること。 2 大会実施競技に関すること。 3 競技役員等の編成及び養成に関すること。 4 デモンストレーションスポーツに関すること。 5 競技用具の整備に関すること。 6 競技記録に関すること。 7 リハーサル大会に関すること。 8 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。
広報・県民運動専門委員会	1 広報に関すること。 2 県民運動に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 記録映像及び記録写真に関すること。 5 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。